

会 議 録

公開用

会 議 の 名 称	令和7年8月定例教育委員会会議		
開 催 日 時	令和7年8月19日（火） 開会 午後1時30分 閉会 午後2時19分		
開 催 場 所	本庁舎4階 委員会会議室		
議長（委員長・会長）の職氏名	教育長 鎌田 亨		
出席者及び欠席者の職氏名及び人数	【出席委員】 教育長 鎌田 亨 委員 岡田 新司 委員 山口 早苗 委員 高橋 朋子 【欠席委員】 教育長職務代理者 水沼 章文 【執行部出席者】 学校教育部長 篠原 直樹 学校教育部学務指導担当部長 佐山 宏樹 社会教育部長 樋口 智 学校教育部次長兼教育施設課長 内藤 晋吾 学校教育部参事兼市民文化会館長 野口 美明 学校教育部学務指導担当次長兼指導課長 鶴見 和弘 社会教育部次長兼社会教育課長 関根 栄治 社会教育部参事兼中央公民館長 矢野 仁史 教育総務課長 石川 貴英 学務課長 森田 誠 教職員担当課長 瀬尾 尚丈 教育相談センター所長 秋山 法之 学校給食課長 柴山 伸之 生涯学習推進担当課長兼視聴覚センター所長 大塚 俊和 文化財課長兼郷土資料館長 實松 幸男 スポーツ推進課長 井崎 圭介 スポーツ施設担当課長 福嶋 伸五 中央公民館事業担当課長 角田 尚之		

事務局職員 の職氏名	学校教育部教育総務課総務担当 林、伊藤
会議事項、議題	議案第４０号 令和７年度教育委員会点検・評価報告書について 議案第４１号 春日部市社会教育委員の委嘱について 議案第４２号 指定管理者の指定について 議案第４３号 財産の取得の申出について 議案第４４号 令和７年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について 議案第４５号 令和７年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について 報告第３５号 春日部市就学援助実施要綱の一部改正について 報告第３６号 春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営 協議会委員の任命に係る専決処理について 報告第３７号 春日部市学校栄養士の自家用車使用による公務出張の 取扱いに関する要綱の制定について 報告第３８号 かすかべ遊学フェスティバル開催要綱の廃止について 報告第３９号 教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理について

鎌田教育長	それでは、ただいまから 8 月定例教育委員会を開会いたします。 はじめに、本日の会議録署名委員を指名します。 岡田委員、お願いします。
鎌田教育長	なお、7 月定例教育委員会は議案がなく開催しなかったため、前回の会議録はございません。
鎌田教育長	それでは、議事に入ります。 はじめに、議案第 40 号「令和 7 年度教育委員会点検・評価報告書について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第 40 号「令和 7 年度教育委員会点検・評価報告書について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書 1 ページを御覧ください。 提案理由でございますが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条第 1 項に基づき、令和 6 年度の教育委員会の事務の点検・評価を実施し、令和 7 年度教育委員会点検・評価報告書としてまとめたため、別冊のとおり提案するものでございます。 別冊資料、インデックス議案第 40 号の「令和 7 年度 教育委員会点検・評価報告書（最終案）」を御用意いただき、60 ページから 63 ページにかけてを御覧ください。 点検・評価につきましては、学識経験者 3 名をもって組織する「春日部市教育委員会事務評価委員会」を合計で 3 回開催し、様々な立場から、御意見をいただきました。 こちらは、その会議において出された各委員から御意見を踏まえ、学識経験者による意見として、まとめたものでございます。 全体として、本市の取組を後押ししていただく意見となっております。取組の方向性を根本的に見直さなければならないような御意見はございませんでした。 7 月の定例会議で配布した報告書（案）からの変更点については、この部分を追記したのみであり、他にはございません。 最後に、今後の予定でございますが、本日の議決をいただいたのち、市長及び市議会に報告書を提出いたします。その後、市公式ホームページ

	ジに掲載するほか、市役所市政情報室をはじめ、教育センター、各公民館等に配架し、市民の皆さまに公開してまいりたいと考えております。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。 議案第４０号「令和７年度教育委員会点検・評価報告書について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４０号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４１号「春日部市社会教育委員の委嘱について」を議題とし、説明を求めます。
社会教育課長	はい。
鎌田教育長	関根課長、お願いします。
社会教育課長	議案第４１号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、提案理由及びその主な内容につきまして、説明申し上げます。 議案書２ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市社会教育委員の欠員に伴い、社会教育法第１５条及び春日部市社会教育委員条例第２条第２項の規定に基づき委嘱したく提案するものです。 次に、１ページ飛びまして、議案書の４ページの参考資料を御覧ください。 春日部市社会教育委員の概要を記載しております。 はじめに、１．設置根拠でございますが、社会教育法第１５条及び春日部市社会教育委員条例に基づき、設置をしております。 次に、２．職務でございますが、社会教育に関する計画の立案や教育委員会の諮問に応じ、意見を述べること。また、必要な調査研究を行い、教育委員会に助言する役割を有しております。 次に、３．委員構成等でございますが、委員１５人以内とし、委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者のうちから教育委員会が委嘱するものでございます。

	また、委員の任期は２年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とするものでございます。 次に、１ページ戻りまして、議案書３ページ、春日部市社会教育委員候補者名簿を御覧ください。 今回、所属団体・機関からの選出者に変更があり、欠員が生じたため、新たに１名を委嘱したく提案するものです。新たに委嘱する委員は、名簿番号８番、林重盛氏、春日部市公民館運営審議会からの選出となります。 なお、任期につきましては、前任の委員の残任期間となるため、令和７年８月１９日から令和８年５月３１日までとなるものでございます。 説明は以上でございます。 御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。 議案第４１号「春日部市社会教育委員の委嘱について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４１号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４２号「指定管理者の指定について」を議題としますが、議案第４２号から４５号までについては、９月市議会定例会に上程する議案であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
鎌田教育長	それでは、議案第４２号「指定管理者の指定について」を議題とし、説明を求めます。
スポーツ施設 担当課長	はい。

鎌田教育長 スポーツ施設 担当課長	福嶋課長、お願いします。 議案第４２号「指定管理者の指定について」、提案理由及びその主な内容について、御説明申し上げます。議案書５ページを御覧ください。 はじめに、提案理由でございますが、春日部市立体育施設及び春日部市都市公園の指定管理者を指定するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第２９条の規定により、提案するものでございます。 次に、主な内容でございますが、別冊資料、議案第４２号の１ページを御覧ください。 １．指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称でございますが、おそれいりますが、３ページの別紙１を御覧ください。指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、春日部市総合体育館、春日部市営大沼運動公園グラウンドなど１１の施設で、スポーツ推進課が所管する有料体育施設になります。 １ページにお戻りください。 ２．指定管理者に指定する団体につきましては、４ページの別紙２を御覧ください。アイル・オーエンス・東武緑地グループ、３社の共同事業体となります。代表団体は、アイル・コーポレーション株式会社、代表取締役 町田哲雄、構成団体は、株式会社オーエンス、代表取締役 大木一雄、東武緑地株式会社、代表取締役 青木雅彦でございます。 １ページにお戻りください。 次に、３．指定する期間につきましては、令和８年４月１日から令和１３年３月３１日の５年間でございます。 次に、４．提案価格は、５年間で１２億９，７００万７，０００円でございます。 次に、５．選定理由でございますが、春日部市立体育施設及び春日部市都市公園指定管理者選定委員会において、住民の平等利用の確保、管理に当たっての費用、効果、管理能力などを、申請団体から提出された事業計画書等の審査やプレゼンテーションなどにより、総合的に評価を行いました。 その結果、アイル・オーエンス・東武緑地グループの提案内容が以下の点について評価されたことから、当該共同体を指定管理者として選定したものです。 １点目は、屋内体育施設や屋外体育施設などの各分野において、豊富な業務実績を有しており、利用者にとって快適な利用環境を提供できる体制を整えていること。 ２点目は、体育施設管理士をはじめ、適切な職員配置及び労働条件の整備がなされていること。
-------------------------------------	---

	3点目は、自主事業において、全世代が楽しめる多様で魅力的なプログラムの企画・実施に注力していること。 4点目は、春日部市への積極的な協力体制の構築に加え、地域団体との良好な連携関係を有していること。でございます。 以上、よろしく御審議のほど、お願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。 議案第42号「指定管理者の指定について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第42号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第43号「財産の取得の申出について」を議題とし、説明を求めます。
教育総務課長	はい。
鎌田教育長	石川課長、お願いします。
教育総務課長	議案第43号「財産の取得の申出につきまして」、提案理由及びその内容を説明申し上げます。 議案書6ページを御覧ください。 提案理由でございますが、春日部市立中学校・義務教育学校における学習者用端末を取得するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第28条第2項の規定に基づき、春日部市長あて申出したく提案するものでございます。 なお、学習者端末の取得につきましては、春日部市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決が必要であり、9月市議会定例会に議案として上程することから、本教育委員会におきまして提案するものでございます。 次に、主な内容について説明申し上げます。 別冊資料、インデックス議案第43号、物品購入契約の内容を御覧ください。 取得金額は、消費税及び地方消費税の額を含め、2億3,669万3,

	036円でございます。 購入台数につきましては、資料3ページを御覧ください。 市内の全中学校及び義務教育学校の生徒用として、合計6,028台を購入いたします。 今回は、文部科学省より、スケールメリットを生かすため、都道府県単位での共同調達が行われていたことから、埼玉県にて、一般競争入札による共同調達を行い、その落札者と随意契約を行うものです。 契約の相手方は、東京都千代田区外神田六丁目15番12号、富士電機ITソリューション株式会社、代表取締役 及川弘でございます。 以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
鎌田教育長	ないようですので、これより採決をいたします。 議案第43号「財産の取得の申出について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第43号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第44号、議案第45号「令和7年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」は、いずれも補正予算に関する議題でございますので、一括での説明を求めます。
学校教育部次長	はい。
鎌田教育長	内藤次長、お願いします。
学校教育部次長	はじめに、議案第44号「令和7年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。 議案書7ページを御覧ください。 提案理由でございますが、9月春日部市議会定例会に提案する令和7年度春日部市一般会計補正予算に教育費補正予算を要求したく、別冊のとおり提案するものでございます。 別冊資料、インデックス議案第44号を御用意いただき、1ページを御覧ください。 第1表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表でございます。

歳入につきましては、市長部局の分と合算で提示しております。詳細は後ほど説明いたします。

続いて2ページを御覧ください。

10款、教育費、補正前、125億4,733万8千円に、1億5,657万2千円を増額し、補正後の額を127億391万円とするものでございます。

続いて3ページ、歳入の事業別概要でございます。

21款、市債、7目、教育債につきましては、大沼公園広域受援拠点施設整備事業の事業費の変更に伴い、1億5,650万円を増額するものでございます。

続いて4ページ、歳出の事業別概要でございます。

体育施設運営事業、1億5,657万2千円の増につきましては、大沼公園広域受援拠点施設整備工事において、地盤改良工事を実施することに伴い、補正するものでございます。

なお、議案第44号については、その後の変更契約に係る事務を見据え、市議会最終日の議決ではなく、先行して議決をいただく必要があることから、次の議案第45号で説明する通常の補正予算とは別に、議案として提出いたします。

議案第44号についての説明は、以上でございます。

次に、議案第45号について、提案理由及び主な内容について説明申し上げます。議案書8ページを御覧ください。

提案理由については、議案第44号と同様でございます。

別冊資料、インデックス議案第45号を御用意いただき、1ページを御覧ください。

第1表、歳入歳出予算補正、こちらは総括表でございます。

歳入につきましては、市長部局の分と合算で提示しております。詳細は後ほど説明いたします。

続いて2ページを御覧ください。

10款、教育費、補正前、127億391万円に、3億784万3千円を増額し、補正後の額を130億1,175万3千円とするものでございます。

続いて3ページ、第3表、債務負担行為補正でございます。

表のとおり、水泳指導委託5件、給食調理業務委託3件、及び、体育施設指定管理委託について、追加で設定するものでございます。

続いて4ページ、歳入の事業別概要でございます。

20款、諸収入、4目、雑入につきましては、国の臨時交付金を活用し、学校給食費を2か月無償化することにより、保護者が負担する給食費負担金を減額するものでございます。

学校給食センター分で、1,868万7千円、春日部地域の小学校分

	で、5, 408万5千円、春日部地域の中学校分で、3, 551万7千円を、それぞれ減額するものでございます。 続いて5ページ、歳出の事業別概要について、説明申し上げます。 最上段、学校政策企画事務、366万6千円の増につきましては、葛飾中学校用地として利用している国有地を取得するため、補正するものでございます。 次の段、市民文化会館運営事業、3, 499万1千円の増につきましては、受水槽を交換修繕するため、補正するものでございます。 次の段と、次ページ最上段、小学校、中学校施設維持・管理事業、それぞれ1億2, 704万6千円、8, 504万7千円の増につきましては、消防設備や受水槽、給水管、屋上防水の修繕を行うとともに、支障樹木の強剪定業務を行うため、補正するものでございます。 次の段から3段、小学校、中学校、給食センター運営事業、それぞれ2, 307万円、1, 253万7千円、1, 033万6千円の増につきましては、物価高騰の影響を受け、賄材料費を補正するものでございます。 7ページへお進みください。 最上段、学校給食費管理事務、217万8千円の増につきましては、国の臨時交付金を活用し、アレルギー等により、給食を喫食していない児童生徒に対して、学校給食費相当額を2か月助成するため、補正するものでございます。 次の段、図書館運営事業190万3千円につきましては、天窓の雨漏り修繕を実施するため、補正するものでございます。 以上、よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	議案第45号の資料3ページ、債務負担行為について、これは今年度の予算となるのでしょうか。債務負担行為の考え方について教えてください。 また、八木崎小学校と桜川小学校で比べると、八木崎小学校の方が児童数は多いと思うのですが、桜川小学校の方が限度額が高い理由を教えてください。
教育総務課長	債務負担行為については、翌年度に速やかに事業執行できるよう、今年度中に予算を確保し、契約締結まで行う制度でございます。 水泳指導委託については、委員御指摘のとおり児童数により事業費が前後しますが、それだけではなく、バスでの送迎距離や受託事業所の施設状況なども積算の要素となるものでございます。

鎌田教育長	他にありませんか。 ないようですので、これより順番に採決をいたします。 議案第４４号「令和７年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４４号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	次に、議案第４５号「令和７年度春日部市一般会計（教育費）補正予算について」、原案どおり決するに、賛成の委員の挙手を求めます。
委員	[賛成者挙手]
鎌田教育長	挙手全員であります。 よって、議案第４５号は、原案どおり可決と決しました。
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、議案の審議を終了し、報告に移ります。
鎌田教育長	はじめに、報告第３５号「春日部市就学援助実施要綱の一部改正について」、説明を求めます。
学務課長	はい。
鎌田教育長	森田課長、お願いします。
学務課長	報告第３５号「春日部市就学援助実施要綱の一部改正につきまして」、御報告いたします。 議案書９ページを御覧ください。 春日部市就学援助実施要綱の一部を改正したので、報告するものでございます。一部改正に至った理由・経緯でございますが、国の情報システムの標準化に伴い、春日部市就学援助実施要綱の様式に変更が生じるため、改正するものでございます。 次に、議案書１０ページを御覧ください。 春日部市就学援助実施要綱の様式第３号から様式第８号までを改めるものでございます。

	議案書 11 ページから 16 ページが改正による新しい様式でございます。 次に、議案書 17 ページを御覧ください。 この要綱は、令和 7 年 8 月 12 日から施行するものでございます。 次に、議案書 18 ページの参考資料を御覧ください。 情報システムの標準化の目的でございますが、これまで各自治体が事務に利用する情報システムは、各自治体が開発・調達・管理をしてきました。 その結果、維持管理や制度改正時の改修等において、個別対応を余儀なくされ、人的・財政的負担が大きくなり、結果的に住民サービスを向上させる最適な取組を、迅速に全国へ普及させることが難しいなどの課題が指摘されておりました。 情報システムの標準化は、全国の自治体が個々に導入していたシステムを、国が定める基準に合わせることで、業務効率化や住民サービスの向上を目的としております。 各業務が国の定める基準に適合していることが義務づけられるため、システムの機能や帳票、運用などの変更が必要となります。 この情報システムの標準化への移行に伴いまして、就学援助事務に関する様式を国の共通フォーマットに変更する必要性が生じたため、要綱の一部改正を行ったものでございます。 変更となる様式につきましては、中段の表にある太線に囲まれたもので、様式第 3 号から様式第 8 号が変更になるものでございます。先ほど御説明した 11 ページから 16 ページの様式となります。 変更内容としましては、システムの標準化へ移行に伴うレイアウトの変更となっております。 なお、その他の様式第 1 号と第 2 号、第 9 号および第 10 号につきましては、今回の標準化システムへの移行には影響がないため、様式変更せず、現行の様式を使用してまいります。 移行時期としましては、令和 7 年 8 月 12 日から運用を開始しております。 報告第 35 号「春日部市就学援助実施要綱の一部改正につきまして」、説明は以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。
岡田委員	意見ですが、要綱を改正した場合は、新旧対照表により説明していただくと、分かりやすくてよいかと思います。
鎌田教育長	今後も引き続き、可能な範囲で新旧対照表の準備をお願いします。

	ただし、今回は、国の標準化システムに適合したレイアウト変更とであり、内容は変更していないとのことですので、その点御理解いただければと思います。
鎌田教育長	次に、報告第 3 6 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」、説明を求めます。
指導課長	はい。
鎌田教育長	鶴見課長、お願いします。
指導課長	報告第 3 6 号「春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員の任命に係る専決処理について」、御報告を申し上げます。議案書 1 9 ページを御覧ください。 春日部市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 3 条の規定により、春日部市立小学校、中学校及び義務教育学校の学校運営協議会委員を別紙記載のとおり委嘱しましたので、同規則第 4 条第 2 号の規定により報告するものでございます。 議案書 2 0 ページを御覧ください。 武里南小学校、武里西小学校及び春日部南中学校長から推薦がありました、選出団体の施設長の変更に伴う学校運営協議会委員を、新たに任命するものでございます。5 月定例教育委員会の名簿に新たに 1 人加えるものとなります。 以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 任命期間が 7 月 1 日となっていますが、教育委員会への報告が今回となった理由を教えてください。
指導課長	学校からの報告が、教育委員会議に間に合わなかったため、今回の報告となったものでございます。
鎌田教育長	原則として、議案として扱うべき案件ですので、校長研究協議会などを通して、各校長あて報告漏れのないように指導をお願いします。
鎌田教育長	次に、報告第 3 7 号「春日部市学校栄養士の自家用車使用による公務出張の取扱いに関する要綱の制定について」、説明を求めます。
学校給食課長	はい。

鎌田教育長	柴山課長、お願いします。
学校給食課長	報告第37号「春日部市学校栄養士の自家用車使用による公務出張の取扱いに関する要綱の制定につきまして」、制定理由及びその主な内容を説明申し上げます。 21ページを御覧ください。 はじめに制定理由でございますが、学校に勤務する学校栄養士が、緊急時や出張等の理由により、自家用車を使用することができるようにするものでございます。 続いて、22ページをお願いいたします。 第1条では、本要綱の趣旨で、市で雇用している栄養士について、緊急時等の理由により、公務で出張する場合に、自家用自動車を使用するためものとしています。 第2条では、自家用車の使用や出張命令書の基準を定めております。 第3条では、自家用車の届出を定めております。自家用車を公務に使用する場合は、あらかじめ届け出するものとしています。 第4条では、自家用車への同乗も可能とすることを定め、第5条、第6条では、旅費の取扱い、諸費用の負担について定めております。 第7条では、出張中に交通事故を起こした時の処理について定めております。 最後に、この要綱の施行期日は、市長決裁のあった日とされており、令和7年7月18日から施行しております。 報告につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 要綱の新規制定ということですが、これまで市の栄養士が校務で出張することはなかったのか、また、要綱制定に伴い、業務に大きな変化はあるのか教えてください。
学校給食課長	これまで市の栄養士が校務で出張することはございませんでした。 業務に大きな変更もございませんが、アレルギー発症等を理由とした緊急対応について、栄養士も対応できるよう、体制を整えたものでございます。
鎌田教育長	次に、報告第38号「かすかべ遊学フェスティバル開催要綱の廃止について」、説明を求めます。
生涯学習推進 担当課長	はい。

鎌田教育長	大塚課長、お願いします。
生涯学習推進 担当課長	報告第38号「かすかべ遊学フェスティバル開催要綱の廃止について」、報告いたします。議案書26ページを御覧ください。 廃止理由でございますが、かすかべ遊学フェスティバルについて見直しを行ったため、本要綱を廃止したものでございます。 1ページとびまして議案書28ページの参考資料を御覧ください。 かすかべ遊学フェスティバルの改善案でございますが、はじめに、かすかべ遊学フェスティバルにつきましては、毎年10月から12月の3ヶ月をフェスティバル期間とし、講座、講演会、展示等の生涯学習に関する事業を募集して、市広報、ホームページ等でイベントとして紹介しているものでございます。 事業開始から30年が経過する中で、かすかべ遊学フェスティバル実行委員会においては、10月から12月に行われる事業のみを対象としているのは公平感に欠ける、“フェスティバル”というのにお祭り感がないなどの意見をいただくようになったこと、また、学校行事には保護者しか入場できないケースが増加するなどの社会状況が変化していること、SNS等で誰もが簡単に全世界への情報発信が可能となるなど、インターネット環境とモバイル通信機器が飛躍的に発達していること、これらのことにより、現状では事業者の自発的な参加が少なく、かすかべ遊学フェスティバルの運用が現状と合わなくなってきたことから、開催手法も含め、新たなものに見直したものでございます。 主な見直し内容としましては、従前は3ヶ月限定であった事業の実施期間について、1年間の通年化といたしました。また、承認事業について、かすかべ遊学参加事業の名称を使用できるようにし、併せて市ホームページで参加事業を紹介するとともに、事業の承認についても、年2回開催の実行委員会から、年7回の生涯学習市民推進会議で実施へ変更し、日頃、サークル活動等で生涯学習活動を実施している団体を広く支援するものでございます。 1ページ戻りまして、議案書27ページを御覧ください。 かすかべ遊学フェスティバル開催要綱を廃止する要綱でございますが、本要綱の附則につきましては、市長決裁のあった日から施行することとしており、決裁日は令和7年8月3日でございます。 報告第38号につきましては、以上でございます。
鎌田教育長	質疑等はありませんか。 この要綱廃止については、発展的解消と捉えていただければと思いますので、その点御了承ください。

鎌田教育長	次に、報告第３９号「教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理について」、を議題としますが、報告第３９号については、人事に関する事項であるため、会議を非公開にしたいと思いますが、いかがでしょうか。
委員	[「異議ありません」と言う人あり]
鎌田教育長	異議なしと認め、春日部市教育委員会会議規則第１８条の規定に従い、これより会議を非公開とします。
	《非公開議案の審議》 報告第３９号 教育委員会事務局職員の人事に係る専決処理について
鎌田教育長	会議の非公開を解き、これより、会議を公開とします。
鎌田教育長	以上で、報告を終了します。 それでは、次回教育委員会の日程をお願いします。
教育総務課長	９月定例会につきましては、９月２６日、金曜日、午後１時３０分から、本会場、本庁舎４階、委員会会議室での開催を予定しております。 以上でございます。
鎌田教育長	以上で、８月定例教育委員会を閉会いたします。
会 議 結 果	
議案第４０号 承認、議案第４１号 承認、議案第４２号 承認、議案第４３号 承認、議案第４４号 承認、議案第４５号 承認	